

第20回浜田市農業委員会総会 議事録
(本庁・支所テレビ会議システム開催)

日時：(総会) 令和4年9月27日(火) 午前9時30分～10時00分
場所：浜田市役所 4階 講堂ABC
金城支所、旭支所、弥栄支所、三隅支所

1 出席委員

【農業委員】(15名)

1番 原田 義一	2番 三浦 寿紀	5番 川本 聖光	6番 野上 省三	8番 青葉 真
9番 河崎 健	10番 宮崎 龍生	11番 玉田 一	12番 高橋 伸幸	13番 大崎 健太
14番 中田 善喜	15番 林 秀司	16番 佐々森義見	17番 渡辺 弘之	18番 奥迫 忠幸

【農地利用最適化推進委員】(14名)

2番 徳田マスエ	3番 永見 繁廣	4番 小谷 保雄	5番 小川 明人	6番 領家 悟
8番 岡本 定文	10番 橋本 安延	11番 申崎 美之	12番 小松原常雄	13番 渡邊 弘登
14番 河野 恒弘	14番 近重 邦昭	18番 大谷 数義	19番 長野 昭三	

2 欠席委員

農業委員(4名)

3番 佐々木京子	4番 柿元 信次	7番 岡本 健治	19番 松山 純久
----------	----------	----------	-----------

農地利用最適化推進委員(4名)

1番 前田 正典	9番 藤若 裕香	16番 田村 邦磨	17番 岡田 勝
----------	----------	-----------	----------

3 提出議案

○議案

- 議第1号 農用地利用集積計画の策定について(17件)
- 議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(2件)
- 議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について(3件)
- 議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(6件)
- 議第5号 転用統制外証明願について(5件)

○その他

4 事務局出席職員

農業委員会事務局 : 管澤局長、岡本農地係長、佐々木主任主事
農林振興課農業振興係 : 松本事務員
しまね農業振興公社 : 植本農地集積相談員

議 長	<p>おはようございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ただいまから第20回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席は、 農業委員の 3番 佐々木委員、4番 柿元委員、7番 岡本委員、19番 松山委員 推進委員の 1番 前田委員、9番 藤若委員、16番 田村委員、17番 大谷委員 以上8名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、「6番 野上委員」「8番 青葉委員」です。 よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは、議事「報告事項」に入ります。</p> <p>議第1号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。</p> <p>内容は、「農用地利用集積計画（案）、利用集積一覧表」をご覧ください。事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p> <p>あわせて事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。</p> <p>農業者の皆さまから申出のありました利用権設定は「17件、35筆、65,683㎡」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。</p> <p>公告期間は、「令和4年9月30日から令和4年10月13日」までの14日間、開始日を「令和4年10月1日以降」とされています。</p> <p>なお、事前の質問はありませんでした。 ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありましたが、その他ご意見やご質問などがありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>質疑なし</p>
議 長	<p>無いようですので採決に入ります。</p> <p>「農用地利用集積計画について」、原案どおり、承認いただける方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 多数（過半数） ～</p>
議 長	<p>挙手、多数（過半数）です。承認いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請は、2件です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、「農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いいたします。」</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。案件は、2件です。</p> <p>「7号」について、説明します。</p> <p>土地の所在等は、金城町七条の田畑、5筆、2,541㎡で、有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>譲渡事由は、本人及び家族が高齢等のため耕作困難できないため 譲受事由は、自作地を拡張し一般野菜・大豆などを栽培される予定です。</p> <p>周辺農地との関係等については「作付けを行うことにより、周囲に及ぼす影響は特にない。」という申請内容です。</p> <p>「8号」について、説明します。「資料の3～4ページ」をご覧ください。</p> <p>土地の所在等は金城町久佐の田、2筆、3,049㎡で有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>譲渡事由は、譲渡人は県外に在住しており、以前から利用権設定し譲受人に耕作を依頼していましたが、この度売買の希望を出されました。</p> <p>譲受事由は、農地が譲受人の近くにあり、以前から耕作しており、譲り受けても問題がないため、所有権移転後は引き続き水稻を作付けされます。</p> <p>周辺農地との関係等については「集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作への支障が出た場合は、当事者間で話し合い解決したい。」という申請内容です。</p> <p>以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>「7号」につきまして、「13番 大崎委員もしくは渡邊委員」お願いします。</p>
13番 大崎委員	<p>土地を、渡邊さんが梅岡さんから取得して、作物を作るということなので、よろしく願いします。</p>
議 長	<p>「8号」につきまして、「4番 柿元委員 もしくは 小谷委員」補足説明がありましたらお願いします。</p>
4番 小谷委員	<p>先般、事務局と確認をいたしました。</p> <p>藤本さんは年齢も若く、久佐地区において唯一の担い手になっています。</p> <p>利用権設定により、各地の耕作をされています。今から久佐地区の担い手として有望されております。よろしく願いします。</p>
議 長	<p>以上で、第3条申請について説明が終わりました。</p> <p>事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局 事前質問・回答</p>	<p>「3番佐々木委員」より事前の質問をいただいております。 「7号」について、「農地は金城町七条に、譲受人は〇〇に住所があり、農地から離れているが耕作は可能ですか。」という質問です。 この質問に対しまして、 当該農地に通って耕作されると申請及び伺っております。 また、大豆や一般野菜を作付けされると申請されておられますので、問題はないかと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>質疑なし</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>～ 挙手 全委員 ～</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手、全委員です。承認いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請は、3件です。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地法第4条申請は、農地の所有者など、権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。 案件は、3件です。</p> <p>「12号」について、説明いたします。 土地の所在は、「金城町下来原の田、1筆、636㎡」です。 転用目的は「貸家」で、「転用事業者は、申請地の隣に借家を有していますが、その借家の借家人から子どもも大きくなってきたので、今住んでいる借家では手狭であり、増築してほしいとの要望がありました。 しかし、借家が建っている敷地には増築するためのスペースは既になく、また、借家人から、現在地は学校が近いので他所には引っ越したくないとの要望もあるため、既存の借家の隣である申請地に借家人のための貸家住宅を建築させていただきたい。」と申請されています。 申請地は、農用地区域内でしたが除外の手続き行っており、第1種農地と判断いたしました。 工事期間は令和5年8月31日までの予定で、利用期間は永久です。 周辺農地との関係等については、「生活排水は、道路内の公共下水に接続して放流する。用水路を確保するために付替え水路を設置する。 近隣の農地の営農に支障をきたす恐れは特にはないと思われるが、万一被害が生じた場合には、申請人において責任をもって対応にあたる。」という申請です。</p>

	<p>続きまして「13号」について、説明いたします。 土地の所在は「旭町丸原の畑、1筆、298㎡」です。 転用目的は「個人住宅」ですが、P29のとおり顛末書が添付されています。 顛末書は「昭和51年頃、親族が許可申請を得ず無断で居宅を建築。相続を受けたものの未登記建物だったため、登記を行おうとしたところ、農地である土地に建っていることが判明した」という内容です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、第2種農地と判断いたしました。 既に個人住宅が建設されておりますが、利用期間は永久です。 周辺農地との関係等については、既に転用されていますが「申請地の北側及び東側は道に面し、南側の宅地及び西側の雑種地は申請人の所有地であり、転用することにより周囲に被害を及ぼすことはない。」という内容です。</p> <p>続きまして、「14号」について、説明いたします。 土地の所在は「日脚町の畑、1筆、357㎡」です。 転用目的は「個人住宅」ですが、顛末書が添付されています。 顛末書は「昭和40年頃、祖父が許可申請を得ず居宅を建築。平成11年に母から相続を受けたが農地ということが分かり申請します」という内容です。 申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、第2種農地と判断いたしました。 既に個人住宅が建設されておりますが、利用期間は永久です。 周辺農地との関係等については、既に転用されていますが「隣接地との間にはコンクリート壁・ブロック塀・植木・垣根をし、申請地をコンクリートで舗装し土砂が流れないようにし、雨水は道路側側溝に流すので周囲への影響はないということで、問題が生じた場合には、当事者間で話し合いの上責任をもってこれに対応する。」という内容です。 以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>議長 13番 大崎委員</p> <p>議長 10番 宮崎委員</p> <p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。 「12号」について、「13番 大崎委員 もしくは 渡邊委員」お願いします。</p> <p>住宅の写真の田の前の方に、今住んでいる人がいますが、その家族が増えることで、後ろに家を増築したいと言うような感じだったんですけど、増築じゃなしに、やっぱり人数が増えるんで建てたいということなので、その前の家の人も、住んでいる人の後ろにもう1個、大家さんが建ててくれるということで、こちらへ建てたいということです。よろしくお願いいたします。</p> <p>「13号」につきまして、「10番 宮崎委員 もしくは 橋本委員」補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>資料等を見ていただいたらわかると思いますが、一つ私が疑問に思ったのが、転用目的で顛末書には昭和51年、親族が居宅を建築と記載してありますが、顛末書の名前が〇〇さんとなっていることです。 これを疑問に感じたので、事務局に連絡し、確認いたしました。 これは結局、申請者の□□さんのお母さんと〇〇さんが兄妹だということで、〇〇さんの子供が1人おられましたけど亡くなっておられて、それで相続する人は、□□くんのみとなりました。</p>
--	--

	<p>その当時は、□□くんも生まれていないため、わからないということで、このような状況となっておりますが、その他は特に問題はないと思います。</p>
議 長 (14 番 原田委員)	<p>14 号につきましては、私たちの担当でございますが、先日前田委員と事務局と現地と一緒に参りました。すでに写真でご案内のように、家も建ててございますし、顛末書も出ているという状況でございます。 今更、どうしようもありませんのでよろしく願いをいたします。</p>
議 長	<p>以上で、第 4 条申請について説明が終わりました。 事前の質問等がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ありませんでした。</p>
議 長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ありませんか。</p>
委 員	<p>質疑なし</p>
議 長	<p>無いようですので、採決に入ります。 第 4 条申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～ 挙手 全委員 ～</p>
議 長	<p>挙手、全委員です。承認いたします。</p>
議 長	<p>続きまして、議第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請は、6 件です。 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいという申請です。 案件は、6 件です。 <u>次第の 4 ページと資料等をご覧ください。</u></p> <p>「19 号」は所有権移転の許可申請です。 土地の所在は、「金城町七条の畑、1 筆、面積は 351 m²」です。 転用目的は、「個人住宅」で「譲渡人の孫が無償で申請地を譲受け、自己の住宅を建築したい。」と申請されています。 申請地は、農用地区域内でしたが除外の手続き行っており、都市計画区域外で第 2 種農地と判断いたしました。 工事期間は令和 5 年 3 月末日までの予定で利用期間は許可日から永久です。 周辺農地との関係等については「住宅の排水汚水は市道内の公共下水に接続して処理する。周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処する。」という申請です。</p>

	<p>続きまして「20号」は所有権移転の許可申請です。 土地の所在は、「上府町の畑、1筆、216㎡」です。 転用目的は「個人住宅」で、「譲受人は借家住まいのため、土地を購入し自己の居宅を建築したい。」と申請されています。</p> <p>申請地は、農用区域内でしたが除外の手続き行っており、都市計画区域内の用途指定なしで、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>工事期間は許可日から令和5年9月末までの予定で、利用期間は永久です。</p> <p>周辺農地との関係等については、「雨水及び生活雑排水は、隣接する市道側溝を経由して下府川に放流する。万一異議被害が発生した場合は関係当事者間で話し合い、責任をもって対処する。」という申請です。</p> <p>続きまして「21号」は所有権移転の許可申請です。 土地の所在は、「上府町の畑、1筆、330㎡」です。 転用目的は「宅地造成」で、「申請地周辺は宅地化が進み、住宅地としての需要が見込めるので、有償で土地を取得し、分譲住宅用地として整備したい。」と申請されています。</p> <p>申請地は、農用区域外、都市計画区域内の準工業地域で、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>工事期間は令和5年9月末までの予定で、利用期間は永久です。</p> <p>周辺農地との関係等については「雨水及び生活雑排水は、南側県道に側溝に放流する。周囲すべて住宅地であり特に対策を必要としないが、万一近隣から苦情があった場合には誠意をもって対応する。」という申請です。</p> <p>続きまして「22号から24号」の所有権移転の許可申請です。 土地の所在は、「野原町の畑、1筆、1,350㎡」「野原町の畑、2筆、953㎡」「原井町の畑、1筆、286㎡」です。 転用目的は「宅地造成」で、「申請地周辺は宅地化が進み、住宅地としての需要が見込めるので、有償で土地を取得し、分譲住宅用地として整備したい。」と申請されています。</p> <p>申請地は、農用区域外、都市計画区域内の第一種住居地域で、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>工事期間は令和5年9月末までの予定で、利用期間は永久です。</p> <p>周辺農地との関係等については「雨水及び生活雑排水は、計画地内に整備する進入路コンクリート側溝を経由、市道側溝に放流する。進入路を確保し、隣接地に迷惑を及ぼさないよう、堅固に施工する。万一異議被害が発生した場合は、関係当事者間で話し合い、責任をもって対処する。」という申請です。</p> <p>以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>議長 13番 大崎委員 議長</p> <p>続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。 「19号」について、「13番 大崎委員 もしくは 渡邊委員」お願いします。</p> <p>千代延さんのところに、親戚の息子さん家が建てるということなので、よろしくお願いいたします。</p> <p>「20号と21号」について、「14番 中田委員 もしくは 河野委員」補足説明がありましたらお願いします。</p>
--	---

	<p>「13号」は、中山間直接支払該当地のため、申請を取下げられました。</p> <p>「14号」について、説明いたします。 土地の所在は「相生町の畑、1筆、62㎡」です。 証明願の内容は「昭和63年頃から耕作放棄、現況山林」で、島根県が行う緊急予防治山事業の施工予定地で事業対象とするため現況に併せて地目を変更したい。」という申請です。</p> <p>「15号」について、説明いたします。 土地の所在は「三階町の田・畑・内草生地・ため池が登記簿地目に混在する、6筆、合計面積2,919㎡」です。 証明願の内容は「平成10年頃と時期不詳より耕作放棄、現況山林、原野」という申請です。</p> <p>「16号」について、説明いたします。 土地の所在は「田橋町の畑、4筆、4,142㎡」です。 証明願の内容は「昭和年月日不詳より耕作放棄、現況原野」という申請です。以上です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (1番 原田委員)</p>	<p>担当委員から補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>転用統制外証明願11号につきましては、私たちの関係でございますが、先般事務局と一緒に、前田委員と現地へ行きました。 写真で見られるように非常に荒れておるところでございます。 どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 17番 渡辺委員</p>	<p>12号について、「17番 渡辺委員 もしくは岡田委員」補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>先日、事務局と現地を確認いたしました。今日、冒頭、事務局から変更の説明がありましたが、そのとおりでございますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 19番 委員</p>	<p>「14号から15号」について、「19番 長野委員」補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>先日、事務局と現地を確認いたしました。 今後、この場所を農地として利用される可能性はないという判断をいたしましたので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 3番 長見委員</p>	<p>「16号」について、「3番 佐々木委員 もしくは 長見委員」補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>写真を見ていただきますとわかりますように、山の中のポツンと一軒家み</p>

	<p>たいなところでございまして、住宅が写っておりますけど、この住宅にはもう何十年も住んでおられません。 写真のとおり、もう原野も甚だしいところですのでよろしく願いいたします。</p> <p>議長 転用統制外証明願について説明がありましたが、何かご意見やご質問などがありましたらお願いします。</p> <p>事務局 事前質問・回答 「2番 三浦委員」より事前の質問をいただいております。 「15号」について、 この農地は、農地パトロールにおける点検での分類は、どれに該当しますか。というご質問です。</p> <p>この質問に対しまして、 この周辺の農地は、地籍調査未完了であり、過去の農地パトロールの結果は場所不明となっておりますが、再生困難な農地も何筆かあります。</p> <p>議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ありませんか。</p> <p>委員 質疑なし</p> <p>議長 無いようですので、採決に入ります。 「転用統制外証明願について」 ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p> <p>委員 ～ 挙手 全委員 ～</p> <p>議長 挙手、全委員です。承認いたします。</p> <p>議長 そのほか、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>委員 質疑なし</p> <p>議長 その他、ご意見等、無いようですので、 以上を持ちまして、第20回総会を終了します。</p>
--	---

終了 午前10時20分